平成２４年（フ）第５９２号
広島市安佐北区あさひが丘８丁目12番１号
破産者　伊藤　儉一
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４９号
広島市東区温品４丁目11番20―102号
破産者　金子　憲博
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９号
福岡県嘉麻市岩崎323番地
破産者　下坂　義隆
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５９号
佐賀県唐津市大良1223番地
破産者　山崎　清房
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１３０号
埼玉県熊谷市籠原南１丁目１番地　803号室
破産者　飛田　　薫
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１６８１号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台３番１―306号
破産者　山岸　二郎
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４８８号
横浜市都筑区茅ケ崎中央47番７―806号
破産者　生子　雅子（旧姓川瀬）
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３７７号
京都市山科区西野大鳥井町38番地15
破産者　松田　　稔
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
山口県防府市大字仁井令854番地の３　山陽コーポラス307
破産者　清水　光雄
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
香川県高松市塩江町安原上東131番地
破産者　東内　和豊
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２６７号
香川県高松市三名町140番地１　ロイヤルスクウェア一宮Ⅳ202号室
破産者　須加　　寛
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５７９号
北九州市八幡東区前田３丁目11番20―303号
破産者　金子　剛士
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９３号
佐賀県唐津市鏡160番地６
破産者　中本　敏治
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第３３７号
沖縄県浦添市仲間３丁目13番６号　D―７
破産者　糸数マサ子
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６５号
栃木県足利市八幡町764番地
破産者　齋藤　　武
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第６６号
栃木県足利市八幡町764番地
破産者　齋藤　正夫
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第３０９号
長崎県佐世保市天神４丁目16番37号
破産者　村上　信一
１　決定年月日　平成25年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
徳島県吉野川市山川町翁喜台333番地
破産者　土井　　理
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７５１号
札幌市北区北27条西15丁目２番23号　静ハウス201号
破産者　今川あかね
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９号
福井県越前市瓜生町35―12　サン・ステージ瓜生102号
破産者　島田　　弥
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係